

施設の姿に対する意見・要望について

1 意見・要望の受付状況

- (1) 意見・要望の提出依頼団体数 20団体（地域連絡協議会加入団体）
 (2) (1)の内、回答のあった団体 15団体
 (3) (2)の内、意見・要望提出団体 12団体

意見なしの団体：南街二丁目共和三自治会、日神パレスステージ東大和桜が丘管理組合 グランスイート玉川上水管理組合（取りまとめできず）

2 意見・要望とその回答

各No.該当団体：1 栄一丁目自治会 2 栄三丁目自治会 3 末広一丁目睦会 4 玉川上水自治会 5 新海道自治会 6 グランステイツ玉川上水管理組合
 7 グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合 8 グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合 9 グランドメゾン玉川
 上水イーストスクエア管理組合 10 グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合 11 東京ユニオンガーデン管理組合 12 プラウド
 ド地区自治会

No.	枝番	施設の姿に対する意見・要望	回答
1	1-1	結論 大多数の意見として「白紙撤回」を求める。 理由① 当処理施設の必要性が明確で無い。 行政側（4団体）は、中・長期的に継続して安定的にとか、ゴミ処理の枠組みの中で重要な位置づけ、必要不可欠な施設と言っているが、現状は2市は民間委託で大きな問題なく処理されているが、小平市のみ容リプラを焼却しているから必要なのか？ いずれにしても建設に13億、維持管理に年間2億強の施設建設を急ぐ根拠が薄い。市財政に余裕など無いのに今、箱物を作るべきで無い。	本事業は、3市と組合が、老朽化した焼却施設の更新を視野に、廃棄物全体の安定処理に努めるため、実施するものです。 焼却施設の建替え用地は、現在の小平市中島町を基本に検討しており、周辺地域住民の理解と協力を得るために、可能な限り焼却量を減らす必要があります。 また、一般廃棄物は、自治体にその処理責任があることから、施設の設定等については、公設で行うことが基本となっています。
	1-2	② 焼却施設の更新がH33年に迫っているのに、その構想が未だに公開されておらず、そちらを最優先で進めるべきで有る。当施設とか粗大ゴミ処理施設が先でない焼却施設の計画が出来ないと言うのは逆で有る。	焼却施設の更新を進めるためには、小平市中島町の周辺地域住民の理解と協力が引き続き求められます。 そのためにも、焼却する廃棄物の量と質に影響のある上流側の施設から具体化を図る必要があります。
	1-3	③ 建設用地選定の方法が極めて無責任でいい加減で有る。行政側の理由 ・市有地で有る、 ・現状でリサイクルしている（暫定リサイクルセンター） ・3市の中間的位置に有り、焼却施設に近い 以上の理由では、どれ一つも合理性が無く、容認できない。 リサイクルセンターが話題になり出した約10年ほど前とは周辺の環境は大きく様変わりしており又3市分の処理には敷地面積も狭すぎる。他にも、東大和市にだけ迷惑施設が無いとか、東大和市から用地の提案が有ったとか、3市で応分に負担しようとか「小平・村山・大和衛生組合」の3理事（3市長）の話の中で決まってしまうもので十分な検討がされていない。 仮に東大和市に建設するとしても、国有地とか都府の空き地が何十年もの間、有るのだから政治力を発揮してもらいそれらを活用する方法も有る。東大和市に迷惑施設が無いというのは問題がある、焼却炉のある土地は確かに小平市かもしれないが、影響を受けるのは東大和市民と立川市民が大半である事を認識すべきである。	東大和市暫定リサイクル施設用地に建設することは、土地の用途や現在の利用形態等を踏まえると、最も合理的な選択であると考えています。 国有地の活用については、その取得が可能か、また、可能な場合の財源確保等、課題の解決が必要となります。 また、焼却施設は、法令基準を順守して操業していますので、周辺地域住民に健康被害を及ぼす恐れはありません。焼却施設の設定に伴う影響については、塵芥車両等の通行及び景観の変化と認識しています。
	1-4	④ 当協議会の設立が中途半端である。 ・半径800メートルの範囲内の住民が以上の様な（①～③）理由で建設を賛成できる訳が無い。 ・市民を加えるなら施設設立計画、用地の選定から加えるべきで有る。 ・行政側（4団体）の設立を前提とした協議会では、話が噛み合わないのは当然のことと考える。 従って、基本構想も施設の姿も話し合える状態では無いということである。	協議会は、施設の建設に向けてのものでありますが、施設建設反対の方へも、理解をいただけるよう努めているところから、現在の状況になっているものです。 また、用地選定からの検討となった場合、焼却施設の更新場所も含めてのものとなります。 したがって、現状では、3つの施設をゼロベースから検討することは、困難であると考えています。
	1-5	⑤ 最後に少数意見として、本当に必要な施設ならば建設もやむを得ないが 用地の選定はやり直すべきである。 以上が当自治会の見解である。	事業用地は、①東大和市が所有している工業地域あること。②現状でリサイクルが行われていること。③3市の中間的な位置にあり、残さの運搬など焼却施設との連携が取りやすいことから、適地として選定しました。

No.	枝番	施設の姿に対する意見・要望	回答
2	2-1	今回のプロジェクトは絶対に環境問題を発生させない工場の建設が必要で、仮に環境問題を発生させたらその人的被害対応、近辺環境保全に莫大な費用の発生が考えられます。 "この点で、行政側は自信を持って、市民に対して「絶対に安全を保障できる工場の建設が出来る、を言える」がその大前提条件になります。"	資源物処理施設は、施設周辺地域住民に健康被害をおよぼす恐れのない施設として建設します。 廃棄物は日々発生しており、安全で衛生的な私たちの生活環境を維持するため、安定して継続して処理しなければなりません。 したがって、「絶対に安全を保障できる工場」をめざして建設計画を進めています。
	2-2	本事業は、単に「3市共同資源物処理施設建設」のみの議論でなく、今後建設が計画されている「新ごみ焼却施設」及び「新粗大ごみ処理施設」を含め、3市で「将来の廃棄物処理の新基本方針を策定しなければならない」との共通認識を持つことが、極めて重要な要素となると考えます。	ご意見のとおりと考えます。 ただし、将来の基本方針など廃棄物行政全般に係ることは、広く市民の間で議論すべきことと考えます。資源物処理施設の建設は、すでに3市の「一般廃棄物処理基本計画」に位置づけられており、一般廃棄物処理基本計画は市民の代表などをメンバーとする「廃棄物減量等推進審議会」との協議を経て策定されています。
	2-3	1. 序 3市共同資源物処理施設に関して、現在関連重要資料として、 (1) 3市共同資源物処理施設基本構想；平成26年9月 (2) 3市共同資源物処理施設設置に伴う生活環境影響調査（現況調査）計画書；平成27年3月 (3) 3市共同資源物処理施設建設スケジュール（平成27年3月現在・案） の3種が提出されておりますが、これら資料を基本に今回の提案を集約しました。	－
	2-4	2. 3市の今後の廃棄物処理（廃プラ中間処理工場）基本構想議論開始の必要性 今回の資源物処理施設を含め、今後3市での廃棄物処理に対する基本構想を早急に纏める必要があります。これは、現在の焼却場の建て替えがその基本にあり、この建て替えを中心として、 ●可燃物の処理；焼却場の利用 ●プラスチックの処理；現在検討中の建物 ●ビン／缶の処理 ●紙／布の処理 ●不燃／粗大ごみの処理 ●木材の処理；燃焼又はチップ化 ●有料化実施目標日程 について、3市の方向付けを日程表に組み込む必要があります。 本件については本プロジェクトを早急に立ち上げ、3市の行政と市民代表者で議論を開始させて戴きたい、これこそ「そもそも論」の原点と思います。	3市は、廃棄物処理行政の計画（マスタープラン）として、それぞれの市において「一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。一般廃棄物処理基本計画は、市民の代表等をメンバーとする「廃棄物減量等推進審議会」との協議を経て策定されています。3市共同資源物処理施設はこのマスタープランに位置付けられた事業です。 ●ビン／缶の処理 ●紙／布の処理 ●木材の処理；燃焼又はチップ化 ●有料化実施目標日程は、広域処理の予定はなく、それぞれの市において検討することとなります。 ご意見のようにごみ焼却施設の建て替えが控えていますが、廃棄物処理事業全体の議論は、市民全体で議論すべきものであり、地域連絡協議会の意見は参考としますが、協議の場としてはなじみません。
	2-5	3. 3市住民の意識の統一の必要性 3市住民の廃棄物処理に関して意識の共有が必要です。この為の教育活動を衛生組合が中心となって実施すべきです。 3.1 ごみ減量化意識 これが一番重要な事です。減量化出来れば、施設の小型化、施設近辺の環境悪化も減少できます。 3.2 ごみ減量化の施策 (1) 有料化；3市で実施すべき一番重要な事項です。(2) 生ごみの自宅処理(かなり限定的ですが)。(3) 容器包装プラスチックの廃棄の減少策。特にペットボトル／トレイの販売店への返却指導。トレイが減少すれば、VOCも減少します。(4) リサイクル／リユース 3市で何所まで実施するのかの意識の統一。	ご意見のとおりと考えます。 3市共同資源物処理施設には、ソフト面の施策として、①発生・排出抑制の推進、②3市地域における資源化基準の統一があります。これらの施策を、これまでの3市それぞれの取り組みに加えて4団体共同で推進していきます。 ただし、家庭ごみの有料化については、それぞれの市においてそれぞれの市民との対話の中で定めるべきものと考えます。
	2-6	4. 3市共同使用各施設建設場所 現在は以下の通りですが、迷惑施設の建設は生活する上で必要不可欠な事であり、その責任分担は必須の事です。この為、現状の下記の基本方針は止むを得ないのか！！ (1) 焼却場施設；小平市 (2) 不燃・粗大ごみ施設；小平市 (3) し尿処理；武蔵村山市（現在縮小方向で機能は限定的） (4) プラスチック中間処理施設；東大和市	市民の生活の基盤となる施設であっても、経費節減に向け、既存の土地などの行政資源のより有効な活用が必要です。新たな財政負担を抑制する観点からも、資源物処理施設は東大和市暫定リサイクル施設用地に整備する必要があります。 ※武蔵村山市のし尿処理施設は、5市で組織・運営しているもので本事業が直接関係しているものではありません。
	2-7	5. 3市共同使用各施設建設に関して東大和市民としての率直な気持ち 生活をしていく上で廃棄物の排出を避ける事は出来ません。この為、廃棄物処理施設の建設は必須の事です。この廃棄物処理施設（迷惑施設）が不可欠の認識は、通常の神経を有する市民なら誰でも持っているものと思いますが、誰しも自分の家の横には建設して欲しくない気持ちはあります。これは3市の市民に共通して言えると思います。	ご意見として伺います。
	2-8	(1) 2市（小平市及び武蔵村山市）に感謝 今迄3市共同での迷惑施設を建設していなかった東大和市民にとって、迷惑施設を建設して戴いている2市には心より感謝申し上げます。	ご意見として伺います。
	2-9	(2) 東大和市としての責任 「何らかの施設で2市にお答えする」事に多くの東大和市民として、基本的に反対は無いと思います。	ご意見として伺います。

No.	枝番	施設の姿に対する意見・要望	回答
2	2-10	<p>(3) 今回の施設(プラスチック中間処理)の場合 問題は住宅密集地での建設です。・焼却場の場合(小平市に設置) 近隣の方には心より御礼申し上げます。 但し煙の半分は間違いなく東大和市に降り注いでいると言う事実は認識して戴きたい。 小平市; 18.7万人 東大和市; 8.6万人 武蔵村山市; 7.2万人 合計34.5万人 (平成27年4月1日現在の人口) 東大和市は人口の2倍(約17万人分)の煙を受けている事になります。ただし煙は高い煙突から放出の為、より広い地域へ拡散しているかも知れませんが。</p>	<p>資源物処理施設のようにプラスチック製容器包装の引き取り保管施設は、全国に834施設(容リ協HP)あり、その中には住宅地にある施設もあります。暫定リサイクル施設用地は、資源物処理施設の事業用地として特別な立地条件にあるとは考えていません。また、現状でリサイクルが行われています。</p> <p>更に、ごみ焼却施設は、全国に1,172(環境省HP)施設あり、東京都区部のように人口密集地にも建設されています。</p> <p>なお、組合のごみ処理施設の排ガスは、法令等の排出基準を順守し排出していますので、施設周辺地域住民に健康被害をおよぼす恐れはありません。</p>
	2-11	<p>・不燃・粗大ごみ処理施設(小平市建設予定) 有難う御座います。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	2-12	<p>・し尿処理場の場合(武蔵村山市に設置) 過去には大変お世話になりましたが、現在はその規模が縮小化にあります。又人的被害の出る可能性の低い施設です。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	2-13	<p>・プラスチック中間処理施設 住宅密集地建設で高い煙突もない建築物の為、臭気/VOCの拡散が容易に出来ない環境にあります。ここが一番の問題となります。出口の無い議論を2か年間続けたのもこの問題からです。建設場所の選定問題は種々指摘される方も多いのですが、本誌ではこの議論には入りません。「東大和市の一部市民がなぜこの様な環境に晒されるのか」ここが落とし所の無い気持ちです。</p> <p>2市の市民は「それでは東大和市の中で住宅密集地以外の場所で建設したら？」のご意見が必然的に出ると思いますが、それを東大和市として出来ない理由があります。その理由の明確な説明を出来ない所が、近隣住民から建設反対の意見として集約される所以です。行政側も建設に至った経緯を改めて丁寧な説明をして戴きたい。</p>	<p>3市地域はほぼ全域が市街地化されており、周辺に住宅のないまとまった市有地はありません。</p> <p>事業用地は、①東大和市が所有している工業地域であること。②現状でリサイクルが行われていること。③3市の中間的な位置にあり、残さの運搬など焼却施設との連携が取りやすいことから、適地として選定しました。</p> <p>施設の立地については、今後とも、丁寧な説明を行い住民の理解と協力を得られるように努めていきます。</p>
	2-14	<p>議会でも単に行政側の提案に対して反対/賛成と言うのではなく、この重大な案件に対して会派を超え、全会派で東大和市としてあるべき姿を「議員提案する」所まで、前向きに対応することを期待したい所です。実現の可能性のある具体的な意見を提示しないで、単に建設反対の意見を述べる議員が存在するとしたら、施設建設近隣住民に対して大変失礼な行動と思います。</p>	<p>—</p>
	2-15	<p>VOC問題は2市にとっては他市の問題で、関係無い事としないで戴きたいとの気持ちです。</p> <p>この為、止む無くこの場所に工場を建設するのであるなら限りなく無公害な世界一の工場建設を目指して戴きたいのです。</p> <p>●「住宅密集地にこの様な工場を建設しても環境の保全は可能である」を確約出来なければなりません</p>	<p>資源物処理施設には、現状で確立されている最新の技術を導入し、環境対策に万全を期し周辺地域住民に健康被害が発生する恐れのない施設とします。</p>
	2-16	<p>6. 不燃・粗大ごみ施設(新規建設)</p> <p>粗大ごみにしてリサイクル(リユース)施設を併設するのか? 家具、自転車、等単純に分解/廃棄するのみなのか? 近々具体化提案がなされる計画になっている様ですが、本会にも提示して戴きたい。 プラザ機能は検討されているのか?</p>	<p>不燃・粗大ごみ処理施設については、平成27年度に「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」との協議を図りつつ、施設整備基本計画を策定する予定であり、この中で明らかにしていきます。また、施設整備基本計画は、進捗状況に応じて、広く情報提供していきます。</p>
	2-17	<p>7. プラザ施設構想</p> <p>7.1 基本構想 プラザ施設建設は市民に対して廃棄物処理の教宣活動で最も重要案件で、特に子供に対するの教育は大変重要です。この為、今後建設予定の3施設でプラザ施設の内容をどの様に配分するか今から検討する必要があります。基本的には新ごみ焼却場がその中心となり、その他の施設は各施設特有のプラザ機能を盛り込むべきと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ検討します。</p>
	2-18	<p>7.2 3市共同資源物処理施設の場合 現在この施設に関して基本構想案の57ページに記載があります。特に同ページの表5-3-1表である程度具体化の提案がされておりますが、これはこの施設でやるべき内容なのか? 3施設の役割分担を見直す中で再検討が必要と思われれます。この工場の敷地は狭隘で、かつ住宅地の中に建設される建築物である為、●地域住民への対応(環境保全策); ・万全の臭気/VOC放出防止策 ・搬入/搬出車両のルート設定 ●従業員の健康維持管理(極めて重要) ・休憩室の完備 ・風呂の設置 等に関しての施設/設備導入が最優先で、これらの内容が全て網羅された後、余剰スペースが存在していれば、プラザ施設構想も盛り込むべきと考えます。</p>	<p>施設整備実施計画策定過程で検討します。</p>

No.	枝番	施設の姿に対する意見・要望	回答
2	2-19	8 3市共同資源物処理施設 今回建設が計画されている工場の環境は他の市町村の同種の施設に比べ、格段に住宅地域であることから、他の市町村の同種の施設と同等の臭気/VOC対策設備導入では地域住民の安全/安心を納得されることは不可能と考えます。この為、上記 7.2 項の内容を含め、下記内容の網羅が必須の事となります。	小平市リサイクルセンター、組合のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設についても住宅地に隣接して建設されており、事業用地が格段の住宅地域とは考えてはおりません。 ただし、VOCについては、健康影響を懸念するご意見を多くいただいておりますので、技術的に確立された最新技術を導入する予定です。
	2-20	8.1 設備(臭気/VOC排出関連)の二重化 事故及びメンテ時の即設備入れ替え可能	施設整備実施計画策定過程で検討します。
	2-21	8.2 搬入/搬出プラットホームの低圧化 近辺環境への臭気離散防止(健康被害の配慮)	ご意見を踏まえ検討します。
	2-22	8.3 光触媒の洗浄スペース VOC排出の低減	施設整備実施計画策定過程で検討します。
	2-23	8.4 排出口の方向 過密住宅地への配慮(健康被害の防止)	施設整備実施計画策定過程で検討します。
	2-24	8.5 搬入/搬出車両に対しての施設内及び近辺道路の信号施設 交通事故防止の為。	道路交通への影響を考慮し、搬出入ルートの分散化を検討します。
	2-25	8.6 車両ルートの設定 近辺には大型商業施設があり、これを避けるルートを明確化する必要があると思います。それぞれ各市からのルートを設定する必要があります。 (1)小平市からのルート (2)武蔵村山市からのルート (3)東大和市の各ポジションからのルート	ご意見を踏まえ、搬出入ルートの分散化を検討します。
	2-26	8.7 出入りロドアの三重化 他の施設見学でドアはハードの扉と、エアーカーテンの複合が多く、この程度の施設レベルでは外部への臭気拡散防止は十分と言えません。この為、プラットホームの低圧化の実施と扉を3重化する事により、臭気拡散を最小限に防ぐ事が出来るのではないか。	施設整備実施計画策定過程で検討します。
	2-27	8.8 搬入プラットホーム底部のすり鉢化(又はテーパの構造) 廃棄物をプラットホーム内に残さない為の施設/設備の検討(再検討?)が必須と思われます。	施設整備実施計画策定過程で検討します。
	2-28	8.9 従業員の十分な安全/健康管理確保 3K環境で労働する従業員の皆様には臭気/VOCに晒される観点から、 ・作業現場の十分な排気設備 ・安全な機械設備/作業環境 ・十分な休憩設備 ・風呂の完備(臭気を抜いて帰宅する。)	施設整備実施計画策定過程で検討します。
	2-29	8.10 活性炭交換/光触媒の洗浄 定期的な交換/洗浄の規定を作成し、実施する義務を負う。その実施報告を公表する。	施設整備実施計画策定過程で検討します。
	2-30	8.11 近隣環境の定期的な測定 定期的に近隣環境調査を実施する。その結果を公表する。	施設整備実施計画策定過程で、地域連絡協議会との協議のうえ計画します。
	2-31	8.12 市民参加型チェック体制の確保 近隣住民/専門家を中心とした市民参加型の施設管理委員会を設立し、定期的な施設の運転状況報告及び上記 8.10 項及び 8.11 項の実施の際には市民を参加させる。	地域連絡協議会との協議のうえ計画します。
	2-32	8.13 設備の運用 不要の運用経費削減によるコスト削減を図る為、設備の運用には第三者委託が必須となります。業者選択基準の策定も必要と思われます。	業者選定については、組合において行います。
	2-33	8.14 使用車両の洗浄(車両から発生する臭気及び粉塵対策) 委託業者の車両が常に清潔な状態を保てる様、定期的な洗浄を義務付ける事を考慮して戴きたい。	車両の清潔の保持について、収集運搬業者に通知し徹底します。
	2-34	8.15 設備の建設コストの考え方 上記の内容を含め建設をする場合、建設コストの再計算が必要となります。設備建設にはコストも重要な要素ですが、今回の場合「住宅密集地に建設する」が前提ですので、「コスト優先での設備ありきの建設」であってはならない事です。更に建設資材の高騰の側面もありますが、建設コストについては3市行政側及び3市市民の覚悟も必要な事と思います。	ご意見として伺います。

No.	枝番	施設の姿に対する意見・要望	回答
2	2-35	<p>"9 結び</p> <p>今回の件は3市にとって大変不幸な事例で、この様な事を繰り返さない為にも、今後必要な事は、新規ごみ燃焼施設建て替えを中心とした3市での廃棄物処理計画の基本構想の策定が必須と思います。</p> <p>3市での行政及び市民を含めての議論開始は、現時点はベストな時期で、今から即開始すれば、将来の廃棄物処理の基本構想を組み立てる事が出来ると思います。先ずはプラスチック中間処理施設建設の問題を解決させる事が重要ですが、関係者で知恵を出し合い協力出来ればと願っております。</p> <p>仮に住宅密集地でも稼働可能な工場を建設することが出来れば、他の地域の住宅密集地でも同様の工場を建設することが出来、資源の有効利活用の全国的な展開が可能となる、大変夢のあるプロジェクトと思います。 以上</p>	<p>将来の基本方針など廃棄物行政全般に係ることは、広く市民の間で議論すべきことと考えます。ご指摘の「3市での廃棄物処理計画の基本構想」は、「一般廃棄物処理基本計画」が相当すると考えます。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画は、10年を期間とする計画で、おおむね5年ごとに見直しされています。一般廃棄物処理基本計画の策定・見直しは、市民の代表などをメンバーとする「廃棄物減量等推進審議会」との協議を経て行われています。</p>
3	3-1	1)「姿に対す」とは?→施設決定の経緯と理由及び現状想定・推定される条件と、総合計画との位置付の明確化などを言っているのか、未然である	施設の姿とは、施設のデザインや意匠など施設の美観上の条件を指します。
	3-2	2) 住民への環境負荷を最大限考慮するシステム構築を行い、丁寧に対応する事と、行政スケジュールを検討する必要がある。	基本構想において、環境負荷を低減できる施設として提案し、平成27年度に施設整備実施計画において具体化を図ります。施設整備スケジュールは2/14及び4/11の地域連絡協議会でお示ししたとおりです。
	3-3	3) 姿とは、デザイン、プラザ機能等の事であれば、基本計画時の設定条件と実施設計時の加算条件も、詳細に提示すべきであり、設計者説明(委託契約者)も必要である。	設計者は4団体であり、説明は4団体で行う予定です。ただし、デザインやプラザ機能、環境対策については、地域連絡協議会との協議のうえ計画したいと考えています。
	3-4	4) 事業を指定工期通り消化するためにも、手段の吟味を考慮の事。	今後とも、施設整備地域連絡協議会等を通じ、情報の提供を図り、ご意見を伺いながら進めていきます。
	3-5	5) 協議会の開催回数も条件としては必要ですが、協議内容が毎回「そもそも論」に回帰するのは、参加している代表者には失礼である。当事者間の問題から、反対専門政党が関与する政治色の強い事案になっていて、協議会の主旨から逸脱する方向になる可能性があるため、反対原則グループが自由に意見を言える別枠が必要である。	ご意見を踏まえ、施設整備地域連絡協議会の目的に沿った協議が行えるよう環境整備に努めていきます。
4	4-1	事故等が発生した場合の対応だけきちんとしていれば、このまま進めてよい。	災害対策計画として、火災対策を施します。また、具体的対策は、施設整備実施計画策定過程で検討します。
5	5-1	<p>「3市共同資源物処理施設の姿について」(平成26年12月13日施設整備地域連絡協議会 説明資料)を見ての意見</p> <p>P6 8の下5項目に同意見です。</p> <p>化学物質に安全なものはない・・・というようなことが記してあるが、なぜ、現在マンションや老人介護施設のある場所に、建設をしようとするのか、やはり納得できません。</p>	<p>3市地域はほぼ全域が市街地化されており、住宅のない場所に用地を確保することは困難です。また、事業用地は、工業地域となっており、主に工場の立地を目的とした土地利用を図る地域となっています。</p> <p>また、施設周辺地域住民に施設の操業に伴う健康被害の発生することのないよう、環境対策に万全を期します。</p>
	5-2	P1 その1には、車の出入りによるリスクも入っているとは思いますが今までに回収車が信号待ちでアイドリングストップをしているのを見たことがないので、軽視できません。(もっと、調査をすべき)	搬出入車両の通行については、生活環境影響調査の中で交通量調査を行い、周辺環境に与える影響の最少化を図るよう検討します。
	5-3	<p>市民・消費者→協議会とあるが、現状では、市民の意見を十分に吸い上げることができないと思います。もっと、市民の声を受け入れて欲しいです。(体制の見直しを)</p> <p>※もう一度検討し、実施計画の見直しを希望します。</p>	資源物処理施設の建設計画は、3市の「一般廃棄物処理基本計画」に位置付けられており、必要性和建設場所について3市の合意がなされています。資源物処理施設整備実施計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき策定するもので、施設周辺地域住民のご意見を伺いながら策定いたします。
	5-4	・3市合同の施設なのに、東大和市だけがゴミの回収が有料なのはおかしいと思う。他の2市も有料にしてゴミの削減につとめるべきだ。	家庭ごみの有料化については、武蔵村山市は平成30年度を目途に、小平市については資源物処理施設の建設に合わせて実施を検討することとしています。
	5-5	<p>・市内につくるにしても、住民が多く、商業施設や学校も多い地区でないとほしかった。ここはただでさえ、ヘリコプターや飛行機の騒音がひどい地区である。</p> <p>※短期・中期・長期で市民に対するメリット・デメリットをまとめてほしい。</p>	<p>3市地域はほぼ全域が市街地化されており、住宅のない場所に用地を確保することは困難です。また、事業用地は、工業地域となっており、主に工場の立地を目的とした土地利用を図る地域となっています。資源物処理施設のメリット・デメリットについては、次のことがいえます。</p> <p><メリット></p> <p>3市の資源化基準が統一され、協調した啓発等により一層のごみの減量が推進されることで、処理量の縮小につながり、施設規模縮小、建設費縮減に効果的です。</p> <p>施設には、プラザ機能を持たせ、市民との連携や廃棄物処理に関する理解の促進が期待できます。</p> <p><デメリット></p> <p>3市共同では、収集方式や収集区域の変更が必要となります。市単独と比べて規模の大きな施設が必要となります。</p>

No.	枝番	施設の姿に対する意見・要望	回答
6	6-1	リサイクル施設に関する要望について、理事会・専門部会・居住者から意見募集をいたしました。しかしながら、現在の建設予定地を前提とした意見募集に対して反対意見が出たため、私ども管理組合としては現行予定地を前提とせず、一般的にリサイクル施設を建設するにあたり必要な論点について、要望を募集することにいたしました。 まず、上記論点を前提として要望を募集いたしました。三市および衛生組合に対する意見をいただきましたので、最初にご報告いたします。	—
	6-2	○現在は、処理を民間委託していると聞いている。この委託業者が辞めるとか、他に代替業者がなくやむをえないならわかるが、他市のために建設すると思えない。	廃棄物処理は自区内処理が原則であり、市が責任を持って処理することが原則です。委託処理は、市において直接処理が困難な場合に行われているものです。 また、委託を行うかどうかは、経費のほかサービスの質の確保等を総合的に勘案して判断すべきとされています。
	6-3	○行政は、まず想定地を複数選定すべきだったのではないかと。そもそも現在の予定地は以前反対があり、凍結されたはずである。	市民の生活の基盤となる施設であっても、経費節減に向け、既存の土地などの行政資源のより有効な活用と施設の集約化を図っていく必要があります。 東大和市の用地は、面積も、約4,300㎡あり、施設を建設することができます。現状でリサイクルが行われており、その利用形態を大きく変えるものではありません。 なお、凍結されたのは資源6品目を処理する施設の建設計画であり、今回建設するのは資源2品目の処理施設です。
	6-4	○なし崩し的に計画を推進する事に、協議会が利用されていると思えない。	地域連絡協議会は、施設の姿や環境対策について施設周辺地域住民に説明し意見を伺う場として設置しています。 施設整備に当たっては、周辺地域住民の理解と協力が得られるよう努めているものです。
	6-5	次に、一般的にリサイクル施設建設する場合との前提でいただいた要望についてご報告いたします。 私ども管理組合では、4つの項目に分けて要望を募集いたしました。	—
	6-6	【建物について】 ○24mの高さは、問題がある。低くすべき。 ○24mという高さが、本当に必要なのか。必要最低限といっても、限度がある。再考すべき。	施設整備実施計画策定過程で、必要な高さを再検討します。
	6-7	○外観は、威圧感がある。近隣の街並みにあわせるべき。	施設整備実施計画策定過程で、検討します。
	6-8	【施設設備について】 ○排気フィルター能力の減衰率（月あたり）についての数値予測、及び交換時期の設定開示の要請。	施設整備実施計画策定過程で、検討します。
	6-9	○排水設備について、有害物質除去システムの開示要請。	排水については、油分分離を行い、公共下水道へ汚水を排除します。
	6-10	排水については、油分分離を行い、公共下水道へ放流します。	排水については、油分分離を行い、公共下水道へ汚水を排除します。
	6-11	【運用について】 ○大気物質の測定・検証・報告は、公正中立な第三者機関を設けて、定期的かつ迅速に報告公表すべき。	ご意見を踏まえ検討します。 なお、測定する項目、期間（頻度）、報告・公表の方法については、地域連絡協議会において協議いたします。
	6-12	【運用について】 ○大気物質の測定・検証・報告は、公正中立な第三者機関を設けて、定期的かつ迅速に報告公表すべき。	ご意見を踏まえ検討します。 なお、測定する項目、期間（頻度）、報告・公表の方法については、地域連絡協議会において協議いたします。
	6-13	○積極的情報開示を求める。	ご意見を踏まえ検討します。
	6-14	○設備変更などは、原則として早期かつ事前に協議会に報告し、あわせて市民にも公表すること。	ご意見を踏まえた対応としますが、設備機器の変更があった場合は、地域住民の方に、地域連絡協議会を通じて報告します。
	6-15	○通常の業務でのトラブル発生時の対応、また震災や火災時の対応が明確でない。早急に作成し公表すべきである。	ご意見の対応策は、施設整備実施計画に盛り込みます。
	6-16	○運用等において違反などがある場合の罰則を、三市及び衛生組合で協議し、協定・規則として明記し、施行することを要請する。	組合と施設周辺地域住民との施設操業協定等については、必要性を含め地域連絡協議会と協議していきたいと考えます。
	6-17	○駅・スーパー・市役所などにモニターを設置して、基準値・最低値・最高値・現在値をモニタリングしたものを、市民に常時公表することを要請。	排出源もしくはその近傍でのモニタリングを検討します。 排出量はごく微量であり、駅・スーパー・市役所などでその他の場所における測定では排出源の影響を把握することは困難と考えます。
	6-18	【交通について】 ○学童の登下校時に、安全確保できるよう運行制限を要請。	施設への搬入は、午前8時30分から午後5時までを予定しています。学童の登校時間帯の搬入はありませんが、下校時間帯は一定でないため制限を設けることは困難です。
	6-19	○通勤・通学時間の運行を止めていただきたい。	施設への搬入は、午前8時30分から午後5時までを予定しています。学童の登校時間帯の搬入はありませんが、下校時間帯は一定でないため制限を設けることは困難です。

No.	枝番	施設の姿に対する意見・要望	回答
6	6-20	○ルートについては、渋滞解消の観点だけでなく、住民の安全性の観点からルート選定すべきである。あわせて、近隣住民の意見を求めるべきである。 要望・要請は上記のとおりです。協議会を通して、文書での回答をお願い致します。	搬出入ルートについては、住民の安全確保のため地域連絡協議会との協議のうえ定めたいと考えます。
7	7-1	3市共同資源物処理施設の基本構想は、民間で出来る事は民間業者に委託するという時代の趨勢に完全に逆行しており、住宅密集地に位置する僅か4,300㎡の狭隘な敷地に、このような施設を建設すべきでないと、当管理組合では当初から一貫して主張してきた。 こうした住民の意見を無視したやり方は、民主主義に反するし、同意できない。 その理由としては、 1場所の選定に当たって、他の候補地については全く比較検討された経緯が無く、計画性のない単なる思いつきの決定であること	廃棄物処理は自区内処理が原則であり、市が責任を持って処理することが原則です。委託処理は、市において直接処理が困難な場合に行われているものです。 東大和市の用地は、面積も、約4,300㎡あり、施設を建設することができます。現状でリサイクルが行われており、その利用形態を大きく変えるものではありません。 また、3市地域ではほぼ全域が市街地化されており、他の用地を確保することは困難です。
	7-2	2地域住民の意見を無視した、傲慢非礼な決定の仕方であること	—
	7-3	3現在、民間委託で問題なく賄われてきた廃棄物処理方法を多額の税金を使って公設にする事及び後年に亘って税金の無駄遣いを強いる事となり、財政的にも何のメリットもなく、政策上の大きな判断ミスであることを認めないこと	廃棄物処理は自区内処理が原則であり、市が責任を持って処理することが原則です。委託処理は、市において直接処理が困難な場合に行われているものです。 また、委託を行うかどうかは、経費のほかサービスの質の確保等を総合的に勘案して判断すべきとされています。
	7-4	4未利用都有地には警視庁宿舎が、国有地にも国債の償還財源として売却されれば、大手ディベロッパーによるマンションや住宅建設があると思料されるが、そこに住む住民や将来を担う子供達のためにも良好な環境は残すべきと考える。	廃棄物処理施設は、市民の衛生的な生活環境を維持するために必要な施設です。資源物処理施設については、施設周辺環境に健康被害を発生させる恐れのない施設として建設します。
	7-5	5小平市、武蔵村山市は平成15年の東京都市長会で決まった「ごみ有料化」や焼却炉の更新には正面から取り組まないで目をそらし、3市市民が何の利益も享受できない上に、税金の無駄遣いまでして施設建設をしなければならないか今までの説明会や地域連絡協議会を含め、全く理解できない。 以上の理由から、施設建設については絶対に容認出来ないし、他の候補地を含めグローバルな政策の上に、住民の納得のいく候補地の選定、不要不急な箱物には、貴重な税金を無駄遣いしないように、住民の総意として要望する。	家庭ごみの有料化については、それぞれの市においてそれぞれの市民との対話の中で定めるべきものと考えます。 3市共同資源物処理施設は、ごみ焼却施設の更新を視野に入れており、ごみ焼却施設の更新のためには、資源物処理施設の建設が必要不可欠です。3市地域の廃棄物処理施設は、全体として更新の時期にあり、ごみの流れの上流側である資源物処理施設から具体化を図っています。
8	8-1	「建設予定地は老人ホームやマンション、社宅、給食センター等が密集する場所であり、悪臭や化学物質による健康被害や、車両増加による住環境の悪化が懸念される場所を候補地とするべきではない」	3市地域はほぼ全域が市街地化されており、周辺に住宅のないまとまった市有地はありません。 事業用地は、①東大和市が所有している工業地域であること。②現状でリサイクルが行われていること。③3市の中間的な位置にあり、残さの運搬など焼却施設との連携が取りやすいことから、適地として選定しました。 施設の立地については、今後とも、丁寧な説明を行い住民の理解と協力を得られるように努めていきます。
	8-2	「ごみの減量化を推進し、その結果を受けて十分な議論を行った上で建設要否を決定し、その結果、建設が必要となった場合には、適切な処理方式、必要な施設の規模、候補地を選定すべきである。」	資源物処理施設の建設することで、3市の資源化基準が統一され、4団体の協調した啓発等により一層のごみの減量が推進されることで、処理量の縮小につながり、ごみ処理の下流側の施設の規模縮小、建設費縮減に効果的があります。 また、施設には、プラザ機能を持たせ、市民との連携や廃棄物処理に関する理解の促進が期待できます。
9	9-1	施設のデザイン、プラザ機能への意見・要望以前に、小平市・武蔵村山市・東大和市・衛生組合の4団体が焼却場から僅かしか離れていない狭い住宅密集地に合理的な理由もなしに「3市共同資源物処理施設」を強引に建設しようとする事に対し当管理組合としては一貫して反対してきましたし、施設建設については到底容認出来ません。 その理由として	ご意見として伺います。
	9-2	*「想定地周辺住民の理解をすることを前提に事業を進める」「理解を得られたとは言いがたい」と結論づけていながら強引に建設しようとする事に対し容認できない。周辺住民の理解と合意なしに建設を進めないで欲しい。	施設建設は、スケジュールに沿って進めます。計画を進める中で、施設周辺地域住民の理解と協力を得られるよう努めてまいります。
	9-3	*施設の必要性はない。 現在、民間委託でも問題なく処理されている。なぜ公設でなければならないのか理解できない。財政的にも無駄な施設であり負担が大きい。	廃棄物処理は自区内処理が原則であり、市が責任を持って処理することが原則です。委託処理は、市において直接処理が困難な場合に行われているものです。 また、委託を行うかどうかは、経費のほかサービスの質の確保等を総合的に勘案して判断すべきとされています。

No.	枝番	施設の姿に対する意見・要望	回答
9	9-4	<p>* 想定地決定過程が不透明である。</p> <p>場所の選定の比較検討もされず市有地、工業地域との理由だけで一方的に押し付けている。又市の応分の負担をと言っているけれど焼却場から僅かしか離れていない住宅密集地としてすでに応分の負担をしている。地域として考えるべきだ。</p>	<p>市民の生活の基盤となる施設であっても、経費節減に向け、既存の土地などの行政資源のより有効な活用と施設の集約化を図っていく必要があります。</p> <p>東大和市の用地は、面積も、約4,300㎡あり、施設を建設することができます。現状でリサイクルが行われており、その利用形態を大きく変えるものではありません。</p>
	9-5	<p>* 健康と環境への不安が払拭されていない。</p> <p>VOCに対する科学的な知見の不足や不確実性がある限り住宅密集地には建設すべきではない。悪臭気が完全に除去されない中での住宅密集地への建設は不適格だ。</p> <p>以上の理由からゴミの減量化をなお一層推進し、必要性を十分に議論した上で住民の納得いく候補地を比較検討し、その上で選定して欲しい。"</p>	<p>プラスチック製容器包装の圧縮過程の排気に含まれるVOCについては、既往の文献の例からは健康被害の恐れのない濃度です。</p> <p>施設では、さらにこの排気の処理設備として、技術的に確立された最新の技術を導入し、周辺環境濃度に影響を与えない濃度にまで低減する計画です。この検証のため、施設整備実施計画策定過程で試験を行う予定です。</p> <p>ごみの減量化については、これまでの3市それぞれの取り組みに加えて、3市共同資源化事業の枠組みの中で強力に推進します</p>
10	10-1	<p>3市共同資源物処理施設のデザイン、プラザ機能等施設の姿に対する取りまとめの依頼を頂いておりますが、近隣住人に対する理解を得ないままの建設の推進に当管理組合は反対しており、建設を前提とした意見の集約は困難であることをお伝えいたします。</p>	<p>事業への理解と協力をいただくため、地域連絡協議会を中心に、今後とも丁寧な説明に努めます。</p>
11	11-1	<p>産廃処理施設は、多少なりとも近隣住民に負担をかけるものです。</p> <p>プラザ機能については、近隣住民に役立つもの、例えば、自由に使える会議室などいかがでしょうか。</p>	<p>資源物処理施設は、産廃処理施設ではなく、家庭などから排出される廃棄物（一般廃棄物）の処理施設です。</p> <p>プラザ機能については、ご意見として参考といたします。</p>
12	12-1	<p>結論：施設建設そのものに反対します。</p> <p>理由：施設建設の必要性、コスト比較による検討、用地選定の妥当性、環境配慮への対策等、いずれも納得のできる説明がされておらず、建設が決まった前提で施設のデザインや緑化などという「意見・要望」を募ること自体が納得できません。これまでの経過が語っているのは「市民の声を真摯に聞く」という姿勢が全く無いという事実です。当初の約束どおり、施設建設は近隣住民の同意を得ることが大前提であり、当自治会では同意しておりませんので、「施設の姿」については、「そもそも建設しないでいただきたい。」と回答せざるを得ません。まず順番として、施設建設に対する近隣住民の同意を得てください。以上、よろしく申し上げます。</p>	<p>資源物処理施設の建設については、平成25年8月に3市市長・組合管理者から、事業の推進について表明をしています。その際に、施設の必要性、用地選定の理由、環境対策について説明をさせていただきました。また、資源物処理施設の建設は、焼却施設の更新のためにも必要なものとなっております。</p> <p>廃棄物処理は自区内処理が原則であり、市が責任を持って処理することが原則です。委託処理は、市において直接処理が困難な場合に行われているものです。</p> <p>また、委託を行うかどうかは、経費のほかサービスの質の確保等を総合的に勘案して判断すべきとされています。</p> <p>残念ながら、施設周辺地域住民全員の理解を得ることは難しく、施設建設後も反対の方が残ることも考えられます。</p>